

# 区有施設貸室のキャンセル対応の変更等について

区有施設貸室のキャンセル時の対応について、下記のとおり変更及び実施します。

## 1 新型コロナウイルス感染症を理由とするキャンセル対応<sup>※1</sup>(終了)

- (1) 終了日：令和4年7月31日(日)
- (2) 終了後の対応：翌8月1日(月)利用分から、施設の規定に基づき還付金を減額する従前の対応<sup>※2</sup>に戻します。

※1 7月31日(日)で終了する「コロナ理由によるキャンセル対応」	
○ 施設利用前に収められた使用料(利用料金を含む)は全額還付	
○ 施設利用前の取消でキャンセル料が生じる場合は徴収しない	
※2 従前のキャンセル対応	
○ 利用日の6日前から前日まで	還付金半額
○ 利用日当日	還付無し

## 2 「熱中症警戒アラート」を理由とするキャンセル対応(開始)

- (1) 開始日：令和4年7月1日(金)
- (2) 対応内容：環境省及び気象庁が熱中症予防に向けて発表している「熱中症警戒アラート」が発令された日は、区有施設の貸室利用で、利用時まで熱中症予防を理由としたキャンセルの連絡があった場合は使用料を徴収しません(事前に支払った使用料は全額還付します)。

## 3 使用料の支払期限(継続)

使用料の支払期限を「利用決定日から10日以内」から「利用時まで」としている対応については、当面の間、継続します。

ご不明な点がございましたら、ご利用の施設にお問い合わせください。

令和4年7月1日 芝地区いきいきプラザ